

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成31年2月13日

南陽市長 白岩孝夫



記

1 協議の場を設けた区域の範囲

金山地区

2 協議の結果を取りまとめた年月日

平成31年2月8日

3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

経営体数

法人	—
個人	11 経営体
集落営農（任意組織）	—

4 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手は、十分な状況にはない。

5 農地中間管理機構の活用方法

農地を貸出す際は、極力相対的なやり取りを行わず、農地中間管理機構による契約を検討する。

また、機構へ一面的に確保された農地が貸出された場合は、作業道の状況等を確認し、必要な場合は区画整備を要望するなどして借り手が耕作しやすくなるよう努める。

6 地域農業の将来のあり方

金山地区では、土地利用型農業と果樹との複合経営が主体となっている。

地域の中心となる経営体は不足しており、その育成・確保が大きな課題となっている。今後一層、担い手への農地集積・集積化による農作業の効率化や、加工用ももの生産など、地域に適した需要の高い品種の導入や直売をはじめとした6次産業化への取組も視野に入れながら、持続可能な農業集落を目指す。